

(PDF 版・5の2のク) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十四節 教える教会の機能としての教義学」 「二 教義学の方法」

(文責・豊田忠義)

「二十四節 教える教会の機能としての教義学——二 教義学の方法」 (209-267 頁)

「二 教義学の方法」

自己自身である神（ご自身の中での神）としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な（「カール・バルト——彼自身の著作に即した彼自身の神学をトータルに把握するためのキーワード（その3）キリストにあつての〈神の自由〉」を参照されたし）聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「失われぬ単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「父なる名の〈内〉三位一体的特殊性」・「神の〈内〉三位一体的父の名」・「三位相互内在性」における「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われぬ差異性」の中での三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動・活動、父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）における第二の存在の仕方（子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）——すなわち、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストにおける「**和解は**〔その起源的な第一の存在の仕方における〕**創造なしではなく、神はただ**〔その起源的な第一の存在の仕方における〕**創造と**〔その第二の存在の仕方における〕**和解**の中で認識されることができるだけであるとしても、それと全く同じように、また〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、先ず以て「第一の問題」である「神の存在を問う問い」としての〕**創造主なる神は誰であり**、〔その「第一の問題」に包括された「第二の問題」である「神の本質を問う問い」としての〕**何であるか**、〔「神に敵対し神に服従しない」、「肉であつて、それゆえ神ではなく、そのままでは神に接するための器官や能力を持ってはいない」ところの、すなわち生来的な自然的な「『自分の理性や力〔感性力、悟性力、意志力、想像力、自然を内面の原理とした禪的修行等々〕によっては』全く信じることができない」ところの、それ故に「生来人間は、神の恵みに敵対し、神の恵みによって生きようとしなが故に、このことこそ、第一に恵みが解放しなくてはならない人間の危急であつた」ところの、それ故にまた「神の選びを「イエス・キリストの復活において認識し、神の放棄をイエス・キリストの十字架において認識することができる」ところの、われわれの人間的な現実存在としての〕**人間的な現実存在とその法則は何であるか**ということ」は、まさにイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「内容的に、形式的に、ただ**和解**の中で、**受肉**の中で、**イエス・キリストの死と甦り**の中で、〔その

「復活の力」による〕再生と義認と聖化の中で、聖礼典と信仰の中で認識されることが出来る」。言い換えれば、それらのことは、客観的な「存在的なく必然性>」——すなわち、その「死と復活の出来事」におけるイエス・キリストの「啓示の出来事」と、主観的な「認識的なく必然性>」——すなわち、その客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」を前提条件としたところの、客観的な「存在的なくラチオ性>」——すなわち、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に可視的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊自身の業である「啓示されてあること」としての「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）と、主観的な「認識的なくラチオ性>」——すなわち、徹頭徹尾聖霊と同一ではないが聖霊によって更新された人間の理性性に基づいて与えられる信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主体に実現された神の恵みの出来事を通して「認識される」ことができる、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて与えられる啓示認識・啓示信仰に依拠した「恵ミノ類比」（啓示の類比、信仰の類比、関係の類比）を通して認識することができる。したがって、「それとしての〔自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神についての教説としての〕神論と<並んで>、また〔われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中での三つの存在の仕方における第二の存在の仕方に関わる〕和解主なる神についての教説〔和解論〕とも<並んで>、〔その起源的な第一の存在の仕方に関わる〕創造主なる神についての教説〔創造論〕が存在する」、またそれと並んで、神的愛に基づくイエス・キリストの父と子としてのイエス・キリスト自身の交わりとしてのその第三の存在の仕方に関わる救済主なる神についての教説（救済論）が存在する。

そのような訳で、「われわれは、……最後のこと」として、神的愛に基づくイエス・キリストの父と子としてのイエス・キリスト自身の交わりとしての第三の存在の仕方に関わる「救済主なる神についての教説（救済論）」を考察しなければならない。何故ならば、キリストにあっての神としての「神は、<救済主であり給う>」（救済主でもあり給う）からである。キリストにあっての神としての神、「人間を創造され、人間をご自身と和解させ給うた方」は、「そのみ言葉の中で〔すなわち、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實

在」（「啓示のくしるし」）としての**第二の形態の神の言葉**である聖書の中で証されているところ、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な**第一の形態の神の言葉**の中で、「人間のところに来たり給う」、そして「自ら、その創造と和解の行為〔「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における起源的な第一の存在の仕方である父、第二の存在の仕方である子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事〕を通して約束されたすべてのことを成就し、**実行に移しつつ、人間の完全な未来であるために**、「人間のところに来たり給う」。このことを、キリストにあっての神としての神、「人間を創造され、人間をご自身と和解させ給うた方」は、「神の創造的な、和解させる行為の中で認識されることを欲している」、「ただそこでだけ、〔キリストにあっての神としての〕「神は、明らかにわれわれと出会い給う」。しかし、「恵ミノ国に栄光ノ国が続くということは自明なことではない」。したがって、「救済は、和解の中で尽くされてしまうわけではない」。「イエス・キリストは再び来たり給い、われわれはその聖霊の中で、既に今、ここで、イエス・キリストの忠実さと再臨の担保を持つことが許されているということは自明なことではない」。このような訳で、「終末論は、ただ単に和解の附録として見られ・取り扱われることはできないし、またそのように見られ取り扱われることは許されない」。「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における**第二の存在の仕方である「イエス・キリストの現臨の出来事、イエス・キリストにおける啓示の時間、われわれのための神の時間」、「実在の時間であるイエス・キリストの時間」、「時間の主の時間」、「問題に満ちた非本来的な失われたわれわれの時間の中での実在の成就された時間〔「キリスト復活の四〇日（使徒行伝1・3）」、「キリスト復活四〇日の福音」、「まことの過去」と「まことの未来」を包括した「まことの現在」そのもの〕**——このキリスト復活から復活されたキリストの再臨までの聖霊の時代（中間時）における「**新約聖書の〈全き〉イエス・キリストは、言うまでもなく実際に、ただこの〈来たりつつある〉救済主として理解されることができる**」——『私がいま肉にあって生きているのは、私を愛し、私のために御自身をささげられた神の御子の信じる信仰によって、生きているのである。（これを言葉通り理解すれば、〈私は決して神の子に対する私の信仰に由って生きるのではなく、神の子が信じ給うことに由って〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみある**主格的属格**として理解された「イエス・キリストが信ずる信仰」によって〕生きるのだということである）』（ガラテヤ二・一九以下）。〔それ故に、〕（中略）自分が聖徒の交わりの中に居る……罪の赦しを受けた（中略）肉の甦りと永久の生命を目指しているということ——そのことを彼は信じてはいる。しかしそのことは、現実ではない。……部分的にも現実ではない。そのことが現実であるのは、ただ、われわれのた

めに人として生まれ・われわれのために死に・われわれのために甦り給う主イエス・キリストが、彼にとってもその主であり、その避け所でありその城であり、その神であるということにおいてのみである〔このことが、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある「福音と律法の〈現実性〉における勝利の福音の内容」である〕（『福音と律法』）。「もしもイエス・キリストの中で起こった和解が未来的に理解されないとすれば、その時、それは、完了したものとして理解されず、それ故に全く理解されていないことになる」。「われわれが救済を信仰の中で持つことは、約束として持つことである。われわれはわれわれの未来の存在を信じる。われわれは死の谷のさ中において、永遠の生命を信じる。この未来性の中で、われわれは永遠の生命を持ち所有する」、「この信仰の確実性は、希望の確実性である」、第二の形態の神の言葉である「新約聖書によれば、神の恵みの賜物である聖霊を受け・満たされた人は、召されていること、和解されていること、義とされ、聖とされ、救われていることについて語る時、すでにといまだにおいて終末論的に語る」。ここで、「終末論的」とは、「われわれの経験と感性」——すなわち、われわれ人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍にとっての〈いまだ〉であり、神の側の真実としてのみある「成就と執行、永遠的実在」として〈すでに〉ということである。したがって、「終末論的に、換言すれば実際にただ来たりつつある救済主の中でだけ、われわれの生まれかわり、われわれの義認、われわれの聖化が、教会（説教と聖礼典）があるのであり、現臨し給うイエス・キリストの現実存在全体とみ業全体があるのである」。われわれは、それらのことを、「〈希望〉の中で持っている」。しかし、われわれは、ここで、そのことと「決定的に区別され対立している」ところの、そのことから逸脱して行くところの、人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的な自然（観念的生産物）としての恣意的独断的な「体系が存在し得るということ」についても注視していなければならない。例えば、〈自然〉をではなく〈自由〉を原理とした西欧近代（西欧的段階）を人類史的・世界史的過程における頂点としたヘーゲルの進歩史観（歴史哲学）に、「律法・父の国・奴隷状態の歴史」（人類史的・世界的段階で言えば、自然にまみれた原始未開の段階）、「恩寵・子の国・神の子供状態」（人類史的・世界的段階で言えば、農業を経済的基盤として自然から対象的にはなつたけれども、その対象的自然を自己意識・理性・思惟によって対象化し自然から完全に超出でき得ていない、すなわち自由、自由の原理を獲得でき得ていないアジア的段階）、「自由・霊の国・神の友の状態」（人類史的・世界的段階で言えば、自然、自然の原理から完全に超出し、自由、自由の原理を獲得した西欧近代・西欧的段階）という神学的な概念を適用したモルトマンの神学的な三段階的進歩史観のような恣意的独断的な神学的「体系が存在し得るということ」についても注視していなければならない。

終末論的限界の下で「見渡すことができない真理」——すなわち、キリストにあっての神としての「神は、そのみ言葉の中で〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キ

リスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところ、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の神の言葉の中で]、事実……来たりつつある救済主であり給うという真理」は、「結局……そのような教義学の首尾一貫した終末論的な体系こそ、〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能（教會的な補助的奉仕）としての教会教義学（福音主義的な教義学）の〕まことに分かり易い・魅惑的な可能性であると思わせることができる」。「聖書と特に新約聖書が、その方向をとって道を進むようにとの十分な契機を与えていることは、わざわざ証明されるまでもないことである」。第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところ、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の神の「実際の言葉の中では、〔区別を包括した単一性において〕出来事として起こった**和解**〔第二の存在の仕方に関わるそれ〕は来るべき**救済**〔第三の存在の仕方に関わるそれ〕の中で、教会は神の国の中で、信仰は希望の中で、想起は待望の中で蒸発してしまうことはないのである」。このような訳で、「**救済論も体系的な中心となることはできない**」。したがって、「それとしての〔自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神についての教説としての〕**神論と＜並んで＞**、また〔われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中での三つの存在の仕方における第二の存在の仕方に関わる〕**和解主なる神についての教説**〔和解論〕とも**＜並んで＞**、〔その起源的な第一の存在の仕方に関わる〕**創造主なる神についての教説**〔創造論〕が存在する」、またそれと並んで、神的愛に基づくイエス・キリストの父と子としてのイエス・キリスト自身の交わりとしてのその第三の存在の仕方に関わる**救済主なる神についての教説**（救済論）が存在する、と言わなければならない。何故ならば、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところ、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の神の「実際の言葉の中では」、キリストにあつての神としての神は、「父なる名の＜内＞三位一的特殊性」・「三位相互＜内在性＞」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする自己自身である神としての一神・一人の同一なる神・三位一体の神（自己自身である神）として、またその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方（起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）におけるわれわれのための神として、その**区別を包括した単一性**（その**全体性**）において証されているからである。このような訳で、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中での第三の存在の仕方に関わる「**救済論は**、〔最初

の段落で述べたように、) **それらのもの** [その「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」に関わる**神論**、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での起源的な第一の存在の仕方に関わる**創造論**、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での第二の存在の仕方に関わる**和解論**]と同じように、先験的である〔「原理」である、「体系的中心」である〕ことはできず、むしろ「まさにそれらのものと共に、それらのものと」、……**関連させることができるだけである**」。

「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉を、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉自身がその言葉自身の出来事の自己運動を持っているイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「**そこでの認識の基礎づけのためには**、〔区別を包括した〈単一性〉における「**四つのロキ (主題)**」、) **四つの点** [その「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」に関わる**神論**、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での起源的な第一の存在の仕方に関わる**創造論**、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での第二の存在の仕方に関わる**和解論**、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での神的愛に基づく父と子の交わりとしての第二の存在の仕方に関わる**救済論**]のいずれにおいても、ほかならぬ〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところ、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕**神の言葉自身が気を配るであろう**」、また「同様に、神の言葉自身が、それら四つの点から引かれるべき〈無限〉の彼方を指し示し、……まさにただ無限の彼方を〈指し示す〉だけである**線相互の関連性**〔前段で述べた関連性〕のためにも、**気を配るであろう**」。第二問題である「神の本質を問う問い」（「神の本質の問題」）を包括した第一の問題である「神の存在を問う問い」（「神の存在の問題」）を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「**中心**」——すなわち「**それらの起源的な交叉点としての**」「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「**概念の实在**」（「啓示の〈しるし〉」）としての**第二の形態の神の言葉である聖書**（すなわち、「**まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である**」まことの神にしてまことの人間イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」）の中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の「**神の言葉自身の中で、言うまでもなく、それらの線は一つ〔単一〕である**」。「その神の言葉が、……神からして〔あの客観的な「**存在的な〈必然性〉**」と主観的な「認

識的な＜必然性＞」を前提条件とした客観的な「存在的なくラチオ性」と主観的な「認識的な＜ラチオ性＞」という＜総体的構造＞において、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰」の] 出来事となって起こる最モ純粹ナ行為の中で——その時、それは、三位一体の神の現実存在の最モ純粹ナ行為と同じなのであるが——」「それらの線は一つ〔単一〕である」。このような訳で、キリストにあっての神としての神は＜徹頭徹尾＞神であり、われわれ人間は＜徹頭徹尾＞人間であるのであるから、「それらの線のその単一性を実現し、〔それらの線のその単一性を、われわれ人間〕自身の力〔感性力、悟性力、理性力、意志力、想像力等〕で、〔恣意的独断的に〕自分がよしとみるところに従って舞台に登場させようとすることは、〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての福音主義的な教義学、すなわち教会〕教義学がなす事柄ではあり得ない」。したがって、「もしも〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的能としての〕教義学が、神よりももっと賢くあろうとして、われわれ人間が〔対象化し客体化した人間的な自然（観念的生産物）としての〕単一性と呼ぶもの〔概念〕の標準に従って神についての像を描き出そうとするならば、そのことは、不忠実でしかないであろう」。したがってまた、「人は、〔区別を包括した単一性における四つの〕ロキ（主題）、神ニツイテ、創造ニツイテ、和解ニツイテ、救済ニツイテのあの相違性と独立性を、人間的な思惟と語りの必然的な不完全さであると見て取る」ということ、「あるいは欺く」ということ、「あるいは弁解しようとすることをしてはならないであろう」。したがってまた、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉自身がその言葉自身の出来事の自己運動を持っているのであるから、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教およびその一つの補助的機能としての教会教義学（福音主義的な教義学）は、その「事柄そのものを通して、ただそれだけが可能な許された唯一の方法であるとして指示されている方法」を、その「事柄そのものの中にある起源の力によって、人間的な弱さにも拘らず、また人間的な弱さと取り組んでの戦いの中で、＜正しい＞また＜良い＞方法であるとして評価しなければならないであろう」。